

Komagataella phaffii BSY-0007 株を利用して生産されたフィターゼを原体とする飼料添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和5年4月19日～令和5年5月18日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1通
4. 頂いた意見・情報及び食品安全委員会の回答

	頂いた意見・情報	食品安全委員会の回答
1	<p>遺伝子組換えについては、あまりに歴史が短く、科学的知見も蓄積していない状態で、「従来の添加物と比較して新たに安全性を損なうおそれのある要因は認められなかった」と言われても、信じられない。また参照資料も、半分以上が非公表資料なので、なおさらあてになりません。</p>	<p>食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品に含まれる可能性のある危害要因が人の健康に与える影響について食品健康影響評価を行っています。</p> <p>ご指摘の遺伝子組換え微生物を利用して製造された飼料添加物の食品健康影響評価については、第222回遺伝子組換え等専門調査会（令和4年2月開催）において、「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」（平成16年5月6日食品安全委員会決定）に基づき審議しており、“組換え体に由来する新たな有害物質が産生され、肉、乳、卵等へ移行する可能性及び遺伝子組換えに起因する成分が畜産物中で有害物質に変換・蓄積される可能性並びに家畜の代謝系に作用して、新たな有害物質が生成される可能性は考えられず、当該飼料添加物を摂取した家畜に由来する畜産物については、人の健康を損なうおそれはない”と判断し令和4年5月の食品安全委員会を経て同年6月にリスク管理機関に評価結果を通知しています。</p> <p>また、食品健康影響評価は、申請者の提出した資料をもとに行いますが、これまでの科学的知見や海外での評価結果も踏まえ、資料の内容についての問題点、疑問点については説明や再提出を求めるとともに、調査会の審議において、資料の内容が不足していると判断された場合は、追加試験等のデータを含め必要な追加資料の提出を求めています。</p>

※頂いたものをそのまま掲載しています。